

小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用を補助します。
令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金(一般型)とは、制度等の一部に異なる点がございますので、ご注意ください。

補助対象事業

補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

「類型A: サプライチェーンの毀損への対応」	「類型B: 非対面型ビジネスモデルへの転換」	「類型C: テレワーク環境の整備」
顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと	非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと ※単に認知度向上のためのHP開設は、対象となりません。	従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること ※補助対象期間内に、少なくとも1回以上、テレワークを実施する必要があります。

補助内容

補助率	類型A 補助対象経費の3分の2以内 類型B・類型C 補助対象経費の4分の3以内
補助上限額	100万円

<第3回受付締切>

2020年 8月 7日(金)[必着]

<第4回受付締切>

2020年10月 2日(金)[必着]

複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合: 上限 1,000万円(100万円×連携する事業者数)

事業再開枠

上記の補助内容とあわせて、「業種別ガイドライン」に基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取り組みにかかる費用を補助対象経費として、補助金額に上乘せすることができます。

※第2回受付締切分の申請者は、一般型とは別に、申請する必要があります。

補助率	定額	補助上限額	50万円
対象となる経費	①消毒費用、②マスク費用、③清掃費用、④飛沫対策費用、⑤換気費用、⑥その他の衛生管理費用、⑦PR費用		

補助対象者

小規模事業者等

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下
特定非営利活動法人	常時使用する従業員の数	20人以下

・特定非営利活動法人については、一定の要件があります。
・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)・協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く)・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人、宗教法人・学校法人・農事組合法人・社会福祉法人・申請時点で開業届を出していない創業予定者・任意団体については補助対象者とはなりません。



対象となる経費(主なもの)

機械装置等費	・事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
広報費	・パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
展示会等出展費	・新商品等を展示会等に出席または、商談会に参加するために要する経費
開発費	・新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
外注費	・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費

相談・お申し込みは 地域の商工会へ 国富町商工会 担当:山名、河野
公募要領は 宮崎県商工会連合会 ホームページ <http://www.miya-shoko.or.jp/> でご確認ください。

補助金のお受け取りまで



まずは、地域の商工会へ ご相談ください!



当補助金は、地域の商工会の助言、指導、融資斡旋等の支援を受けながら事業を実施することが条件となっています。

1 申請書の作成

市場の動向、自社の強み等を分析し、持続的な経営に向けた計画書を作成します。また、新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響を記載します。

その上で、地道な販路開拓や売上拡大について補助事業計画を作成します。新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための計画が経営にもたらす効果も記載していただきます。

商工会が計画書等の申請書の内容について、確認を行い補助事業の支援計画を策定します。

2 申請書の審査



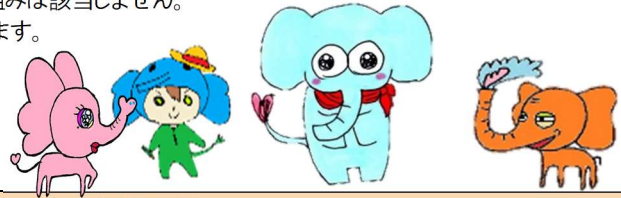
外部有識者による経営計画書・補助事業計画書の審査を行います。

※審査後、要件に合致する場合、特例で「概算払いによる即時支給(交付決定額の2分の1まで)」を受けることができます。

- ・商工会 会員、非会員問わず、応募可能です。
- ・商工会議所地区で事業を営んでいる小規模事業者の方は、商工会議所へお問い合わせください。
- ・小規模事業者持続化補助金(一般型)の採択事業者の応募も可能ですが、いずれか一方しか補助金を受け取ることができません。
- ・小規模事業者持続化補助金(一般型)にある加点項目と業務効率化の取り組みは該当しません。
- ・事業遂行に必要な事務所の賃借については、経費(⑧借料)として認められます。
- ・電子申請システム(j-Grants)による申請も可能です。現在準備中

補助の対象となり得る取り組み(例)

業種	事業内容
A: サプライチェーンの毀損への対応	・内製化のための設備投資 ・増産体制を強化するための設備投資 ・他社が営業停止になったことに伴う新製品生産のための投資 ・安定供給を継続するための設備の更新
B: 非対面型ビジネスモデルへの転換	・店舗販売する事業者が、新たにEC販売に取り組むための投資 ・店舗でサービスを提供する事業者が、新たにVR等を活用してサービスを提供するための投資 ・有人でレジ・窓口対応している事業者が、無人対応するための設備投資
C: テレワーク環境の整備	・WEB会議システムの導入 ・クラウドサービスの導入



3 補助金の交付決定・事業の実施

申請書の内容について、採択が決定した事業者には「補助金交付決定通知書」が送付されます。

採択を受けた事業者は、補助事業計画に沿って、販路開拓等の事業に取り組みます。

4 実績報告書の提出

販路開拓等の取り組みが終わりましたら、実績報告書を提出していただきます。

※取り組みの実施期限

第3回⇒2021年5月31日 第4回⇒2021年7月31日

5 確定通知書の送付・補助金のお受取り

実績報告書等の確認が終わったあと、支払われる補助金額が確定します。その後、指定の口座に補助金をお振込みします。

※補助金の確定は、通知書を送付してお知らせします。

※通知書を送付してから、補助金のお受取りまでは2ヶ月前後かかります。

※「概算払いによる即時支給(交付決定額の2分の1まで)」を受けた事業者については、差額分のお振込みとなります。

「概算払いによる即時支給」

売上が20%以上(前年同月比)減少している小規模事業者等で、下記の要件を満たす場合、「概算払いによる即時支給(交付決定額の50%)」受けることができます。(共同申請は、対象外)

◇即時支給を希望しており、申請書の所定の項目にチェック

◇【概算払請求書(様式5)】・【当該振込口座の通帳(表紙・見開きページ)の写し】の提出

◇(市区町村が発行した)【売上減少証明書】または、【セーフティネット保証4号の認定書の写し】の提出